法令等違反行為に関する内部通報制度について

国立病院機構においては、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、適正な職務の遂行及び社会的信頼の確保を目的として、法令等違反行為に関する内部通報制度を定めています。

１．通報相談窓口

通報又は相談を受け付ける窓口（通報相談窓口）を設置し、職員（通報相談員）を配置しています。

当院に関する通報相談窓口は当院の事務部管理課、関東信越グループ担当理事部門及び本部の内部統制室です。

なお、グループ担当理事部門や本部の内部統制室においても、通報相談窓口として、職員等の皆様からの通報を受け付けることは可能です。

【当院の窓口】

国立病院機構箱根病院事務部　庶務班長
住　　所：〒250-0032　神奈川県小田原市風祭４１２
電話番号：０４６５－２２－３１９６
※電話受付時間　8：30～17：15（土日祝日、年末年始除く）
メールアドレス: 221-hakone-tuhou@mail.hosp.go.jp

【関東信越グループの窓口】

関東信越グループ担当理事部門　参事（人事担当）
住　　所：〒152-0021　東京都目黒区東が丘２－５－２３
電話番号：０３－５７１２－３１０１
※電話受付時間　10：00～17：00（土日祝日、年末年始除く）
メールアドレス: 712-kansin-tuhou@mail.hosp.go.jp

【本部の窓口】

国立病院機構本部　内部統制室長
住　　所：〒152-8621　東京都目黒区東が丘２－５－２１
電話番号：０３－５７１２－５１４７
※電話受付時間　10：00～17：00（土日祝日、年末年始除く）
メールアドレス: 700-honbu-tuhou@mail.hosp.go.jp

また、国立病院機構の外部にも職員等の皆様からの通報又は相談を受け付ける窓口（外部窓口）を設置し、国立病院機構の委嘱を受けた弁護士（指定弁護士）を配置しています。

指定弁護士は、法令違反行為である通報を受け付けた場合、本部の窓口責任者に報告します。

【外部窓口（指定弁護士）】

高田法律事務所　弁護士　高田　洋平 住　　所：〒100-0006　東京都千代田区有楽町１－９－４ 電話番号：０３－３２４０－６７６１ ※電話受付時間　10：00～17：00（土日祝日、年末年始除く） メールアドレス: nho_tuhou_takadalaw@yahoo.co.jp

2. 通報対象事実

通報の対象となるのは、国立病院機構又は国立病院機構の事業に従事している、役員、職員、代理人その他の者についての法令違反行為の事実となります。

「法令等違反行為」には、国立病院機構における規定等の違反行為も含みます。

「その他の者」とは、派遣労働者並びに請負契約及び継続的な契約の相手方事業者における、役員、労働者をいいます。

なお、国立病院機構の事業と無関係な私生活上の法令等違反行為は含みません。

3. 通報の方法

通報は、指定された書面（別紙）の提出（電子メール、郵送等による提出を含む）、または電話により行うことができます。

なお、通報に当たっては、通報事象事実が生じ、または生じようとしていると考える理由について可能な限り伝えてください。電話で通報する場合も書面（別紙）の事項に基づき内容をお伝えいただくとともに、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると考える理由を伝えてください。

通報に当たっては、以下の事項を記載等してください。

① 通報を行う者の所属、氏名及び連絡先（匿名を希望する場合は、その旨を記載してください。）
② 事案発生年月日
③ 事案発生場所
④ 通報対象者の所属及び氏名
⑤ 事案の概要
⑥ 事案を知った経緯
⑦ 事案について該当する法令等違反とその理由
⑧ 内容を裏付ける資料の有無

4. 秘密保持の徹底及び通報者の保護

通報または相談に関与した職員等は、当該関与によって知ることのできた秘密を漏らしてはならないことになっており、調査を行う上でも通報者が特定されないよう十分に配慮するなどの対応が行われます。

また、通報者自身も聞き取りを受けることがありますが、その際に知り得た情報を漏らさないようにしてください。

なお、通報等をしたことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをしたり、通報者を探索したりすることは禁止され、規程に違反して当該行為を行った職員は、懲戒処分等に該当する可能性があります。

5. 通報者への通知

通報内容について、必要な調査を行った場合は、結果等を通報相談窓口から通報者に対して通知することとしています。

ただし、外部窓口（指定弁護士）において法令等違反行為である通報を受け付け、必要な調査を行った場合の結果等については、外部窓口（指定弁護士）から通報者に対して通知することとしています。

6. その他

通報者が、外部窓口（指定弁護士）において、本部の通報相談員に対する報告について匿名の取り扱いを希望した場合、外部窓口（指定弁護士）は通報者の氏名は報告しません。

また、すでに調査結果を通知した通報等と同一内容での通報等については、受付できません。

通報対象事実について調査の継続が困難になった場合には、調査について中断又は中止することがあります。

別紙

法令等違反行為に関する通報について

通報を行う者の 所属、氏名及び 連絡先	所属：
	氏名：
	連絡先：
	希望する連絡方法等：

通　報　内　容	
事案発生日	年　月　日 （事案を知った日：　　年　月　日）
事案発生場所	
通報対象者の所属 及び氏名	所属：
	氏名：
事案の概要	
事案を知った経緯	
事案について該当 する法令等違反と その理由	
内容を裏付ける 資料の有無	有　・　無
	（有の場合）資料の内容：
備考	